

第5章 審議会等の活動状況

第1節 金融審議会等

I 金融審議会の構成（別紙1～2参照）

II 2021 事務年度の開催実績

1. 総会・金融分科会合同会合

- （1）第47回総会・第35回金融分科会合同会合（2021年9月13日開催）
（別紙3参照）
- （2）第48回総会・第36回金融分科会合同会合（2021年11月22日開催）（別紙4参照）
- （3）第49回総会・第37回金融分科会合同会合（2022年1月31日開催）
（別紙5参照）

2. ワーキング・グループ等

（1）市場制度ワーキング・グループ

開催実績：2021年10月以降、8回にわたり、開催。

メンバー：（別紙6参照）

報告書：

- ・「市場制度ワーキング・グループ 中間整理」（2022年6月22日公表）（別紙7参照）

（2）ディスクロージャーワーキング・グループ

開催実績：2021年9月以降、9回にわたり、開催。

メンバー：（別紙8参照）

報告書：

- ・「ディスクロージャーワーキング・グループ報告ー中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けてー」（2022年6月13日公表）（別紙9参照）

（3）資金決済ワーキング・グループ

開催実績：2021年9月以降、5回にわたり、開催。

メンバー：（別紙10参照）

報告書：

- ・「資金決済ワーキング・グループ報告」（2022年1月11日公表）

※報告書は以下リンクを参照

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220111/houkoku.pdf

(4) 公認会計士制度部会

開催実績：2021 年 11 月以降、3 回にわたり、開催。

メンバー：（別紙 11 参照）

報告書：

- ・「公認会計士制度部会報告－上場会社の監査品質の確保と公認会計士の能力発揮に向けて－」（2022 年 1 月 4 日公表）（別紙 12 参照）

(5) デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会

開催実績：2021 年 7 月以降、6 回にわたり、開催。

メンバー：（別紙 13 参照）

報告書：

- ・「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」

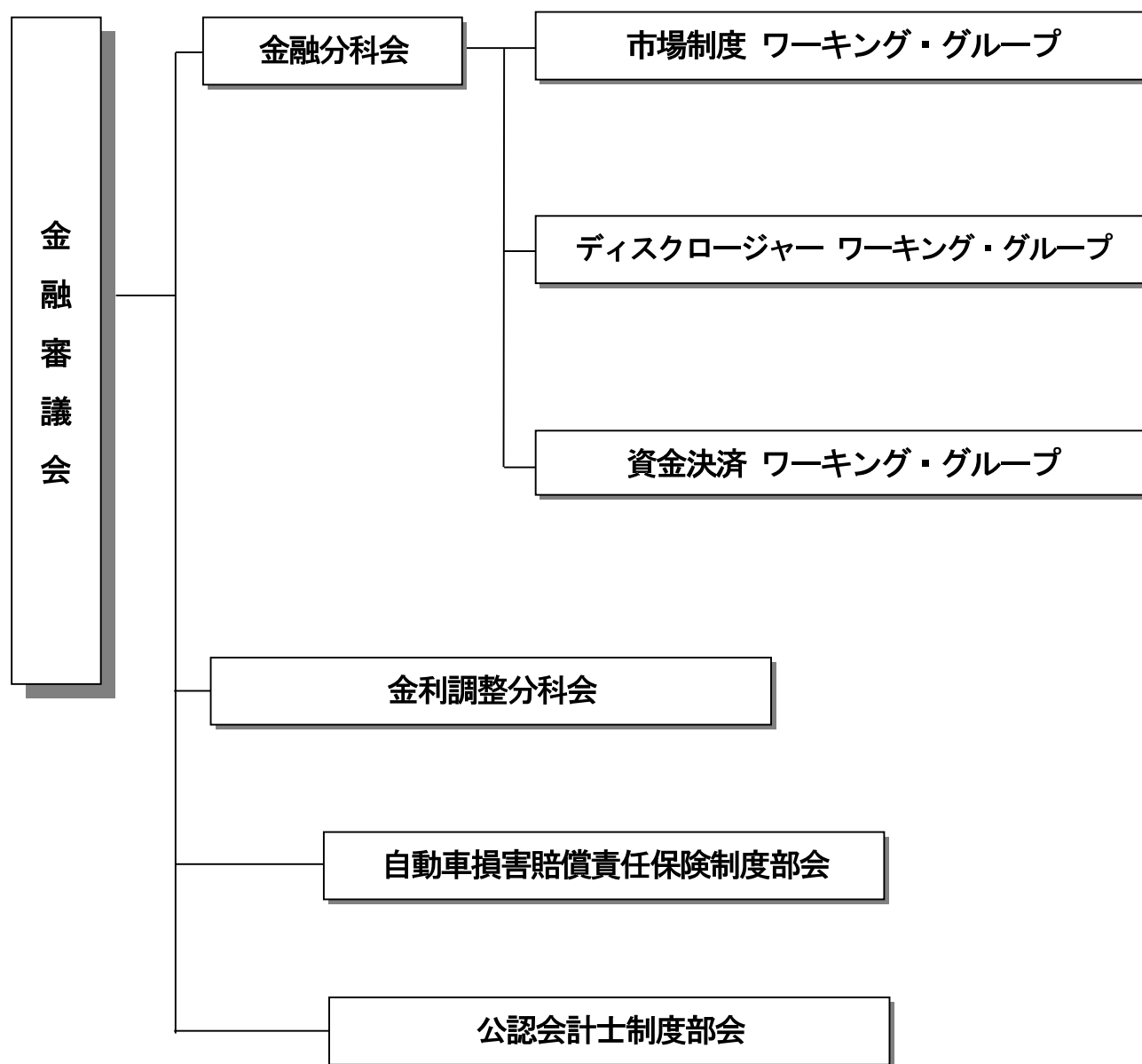
中間論点整理：（2021 年 11 月 17 日公表）

※報告書は以下リンクを参照

<https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211117/seiri.pdf>

（注）いわゆるステーブルコインについては、速やかな制度的対応が必要とされ、上記（3）の資金決済ワーキング・グループにおいて、更なる議論が展開された。

金融審議会の構成



その他有識者会議

デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会

金融審議会委員名簿

(別紙2)

令和3年11月22日現在

会 長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
委 員	岩下 直行	京都大学公共政策大学院教授
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事長
	川口 恭弘	同志社大学法学部教授
	河村 芳彦	株式会社日立製作所 代表執行役専務
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	河野 康子	一般財団法人日本消費者協会理事
	小林 いずみ	ANAホールディングス株式会社社外取締役
	佐古 和恵	早稲田大学基幹理工学部教授
	佐々木 百合	明治学院大学経済学部教授
	富田 珠代	日本労働組合総連合会総合政策推進局総合局長
	原田 喜美枝	中央大学商学部教授
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	松井 智予	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
	山本 眞弓	弁護士(銀座新明和法律事務所)
	吉戒 孝	福岡キャピタルパートナーズ会長
	渡辺 安虎	東京大学大学院経済学研究科教授

[計18名]

(敬称略・五十音順)

第 47 回金融審議会総会・第 35 回金融分科会 議事次第

日時：令和 3 年 9 月 13 日（月）13：00～14：30

場所：中央合同庁舎第 7 号館 9 階 905B 会議室
及び オンライン形式

1. 開会
2. 政務挨拶及び諮問
3. デジタル・分散型金融を巡る動向と今後の課題
4. 会計監査を巡る動向
5. 金融行政方針について
6. 討議
7. 閉会

第 48 回金融審議会総会・第 36 回金融分科会 議事次第

日時：令和 3 年 11 月 22 日（月）10：30～12：00

場所：中央合同庁舎第 7 号館 9 階 905B 会議室
及び オンライン形式

1. 開会

2. 政務挨拶及び諮問

3. 事務局説明

（１）「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する
研究会」中間論点整理

（２）金融庁の経済対策項目について

4. 討議

5. 閉会

第 49 回金融審議会総会・第 37 回金融分科会 議事次第

日時：令和 4 年 1 月 31 日（月）13：00～14：30

場所：中央合同庁舎第 7 号館 13 階 共用第 1 特別会議室
及び オンライン形式

1. 開会
2. 政務挨拶
3. 諮問事項にかかる報告
4. 討議
5. 閉会

「市場制度ワーキング・グループ」メンバー名簿

2022 年 4 月 25 日現在

座 長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
委 員	有吉 尚哉	弁護士(西村あさひ法律事務所)
	井口 譲二	ニッセイネットマネジメント(株)チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー 執行役員 統括部長
	上柳 敏郎	弁護士(東京駿河台法律事務所)
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	佐々木百合	明治学院大学経済学部教授
	武田 洋子	三菱総合研究所 研究理事 シンクタンク部門副部門長兼政策・経済センター長
	野村亜紀子	野村資本市場研究所研究部長
	原田喜美枝	中央大学商学部教授
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	松尾 健一	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	松岡 直美	ソニーグループ(株)執行役員 (日本経済団体連合会 金融・資本市場委員会 資本市場部会長)
	松本 勝	VISITS Technologies(株)代表取締役 (日本経済団体連合会 スタートアップ委員会 スタートアップ政策タスクフォース座長代理)
	森下 哲朗	上智大学法科大学院教授

オブザーバー	全国銀行協会	国際銀行協会	日本証券業協会
	投資信託協会	日本投資顧問業協会	第二種金融商品取引業協会
	日本 STO 協会	証券・金融商品あっせん相談センター	信託協会
	生命保険協会	日本プライベート・エクイティ協会	
	日本ベンチャーキャピタル協会	日本取引所グループ	
	財務省	経済産業省	日本銀行

(敬称略・五十音順)

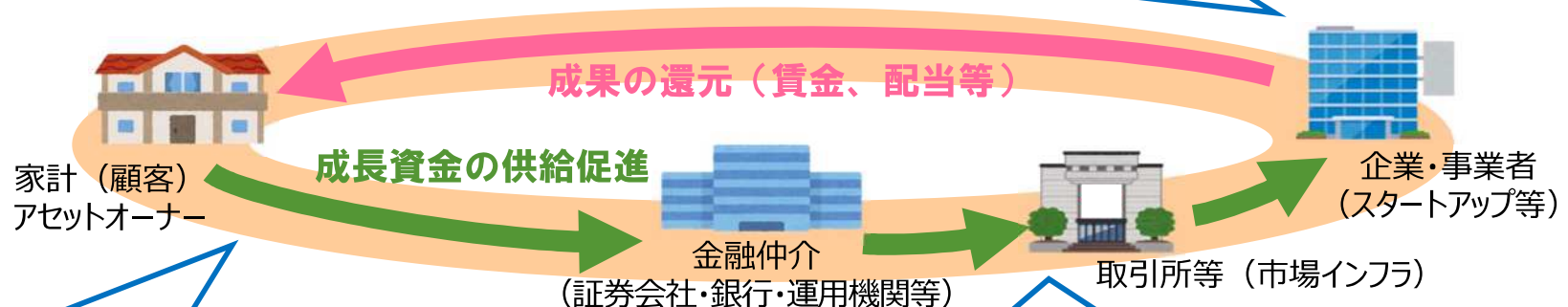
- 成長・事業再生資金の供給により持続的な経済成長を実現するとともに、家計の適切な金融商品の選択を通じて成長の成果を還元し資産所得を増加させる、「成長と分配の好循環」の実現のための施策について整理。
- 具体的な対応策を示した事項については、順次実施。その他の事項については、引き続き、市場制度ワーキング・グループにおいて検討。

I. 成長・事業再生資金の円滑な供給

課題：我が国スタートアップへの資金供給が、欧米と比べてなお小規模。

対応：○機関投資家からの資金供給の拡大

○スタートアップ企業の上場プロセス等の見直し



II. 経済成長の成果の家計への還元促進

課題：我が国家計では「貯蓄から資産形成」の動きが限定的で、金融資産の伸びが欧米と比べ低い。

対応：○金融事業者による顧客本位の業務運営の確保

○金融リテラシーの向上

III. 市場インフラの機能向上

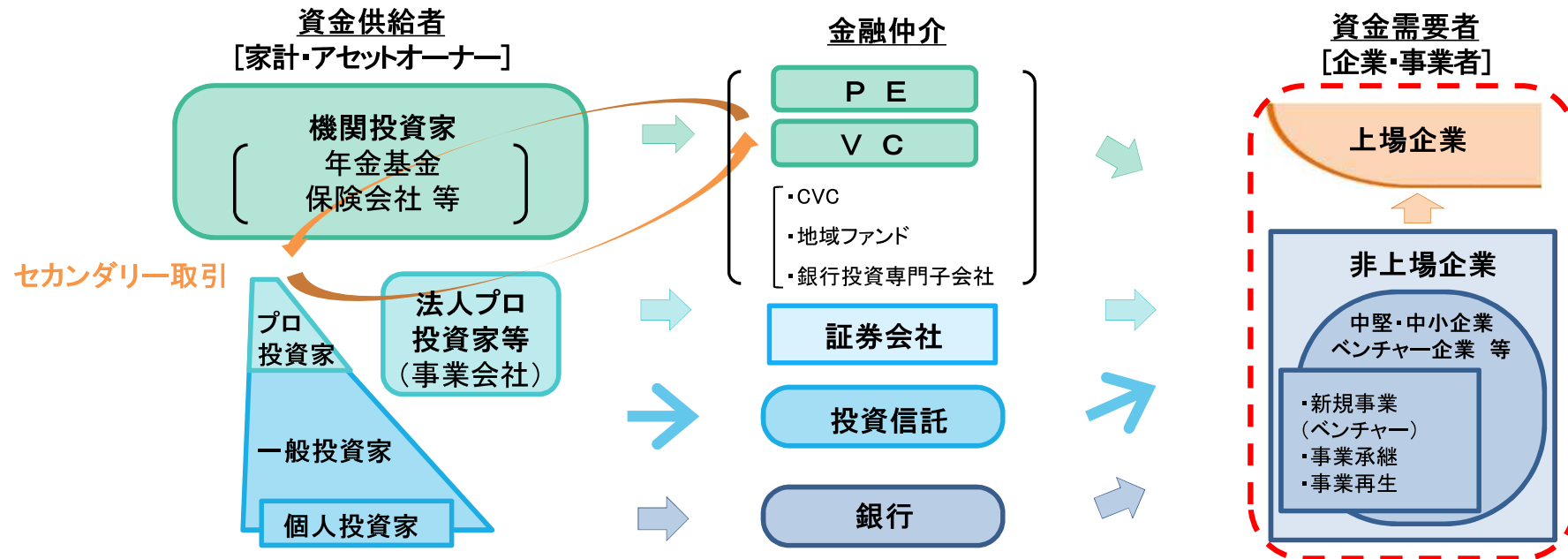
課題：上場株式の取引の場が限定的。また、上場株式以外の金融商品の流通が不十分。

対応：○非上場株式や証券トークンの適切な流通の確保

○上場株式等の市場間競争の促進

I. 成長・事業再生資金の円滑な供給

- スタートアップ・非上場企業の成長を支えるため、機関投資家（アセットオーナー等）による資金供給の拡大や、企業の持続的な成長に資する上場等に関する取組を進める。



スタートアップ・非上場企業への成長・事業再生資金の円滑な供給

- **アセットオーナー等によるVC投資等の拡大**
- **投資信託への非上場株式の組み入れ**に関する枠組みの整備
- 機関投資家等による**非上場株式のセカンダリー取引の円滑化**
- **地域企業の事業再生・事業承継の円滑化**に向けた勧誘可能な**非上場株式の取引の範囲拡大**
- デットファイナンスの拡充（「**事業成長担保権（仮称）**」について検討）
※銀証ファイアーウォール規制に関連する制度のあり方について、引き続き検討

企業の成長に資する上場等のあり方

- **企業特性に合わせた取引所の上場審査**を実現（先端的領域で事業を行う企業の審査における第三者評価の活用等）
- 取引所において**ダイレクトリスティング**（注）**を利用しやすい環境**を整備

（注）証券会社による引受けを伴わずに新規上場する方式

Ⅱ．経済成長の成果の家計への還元促進

- 安定的な資産形成を促し、資産所得を増加させるためには、金融事業者による顧客本位の業務運営を確保することが必要。併せて、家計自体の金融リテラシーを向上させていくことが重要。
- 金融事業者による顧客本位の業務運営の確保のためには、顧客に対する適切な勧誘・助言や、顧客ニーズに沿った金融商品組成等が行われるような制度的枠組み等について総合的に検討していくことが必要。

経済成長の成果の家計への還元に向けた総合的アプローチ

金融リテラシーの向上

- 関係機関・団体との連携を強化しつつ、学校や職域における金融経済教育を支援

顧客本位の業務運営の確保

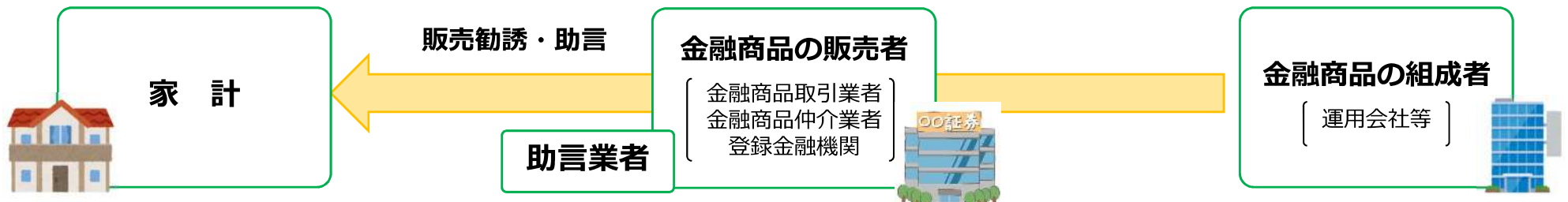
顧客本位の業務運営を支える制度的枠組み

適切な勧誘・助言、顧客への情報提供の充実

- 販売事業者による投資助言業兼業の環境整備、適切な勧誘・助言が行われる制度的枠組み
- デジタルツールも活用した情報提供の充実

プロダクトガバナンス^(注)の確保、資産運用業の高度化

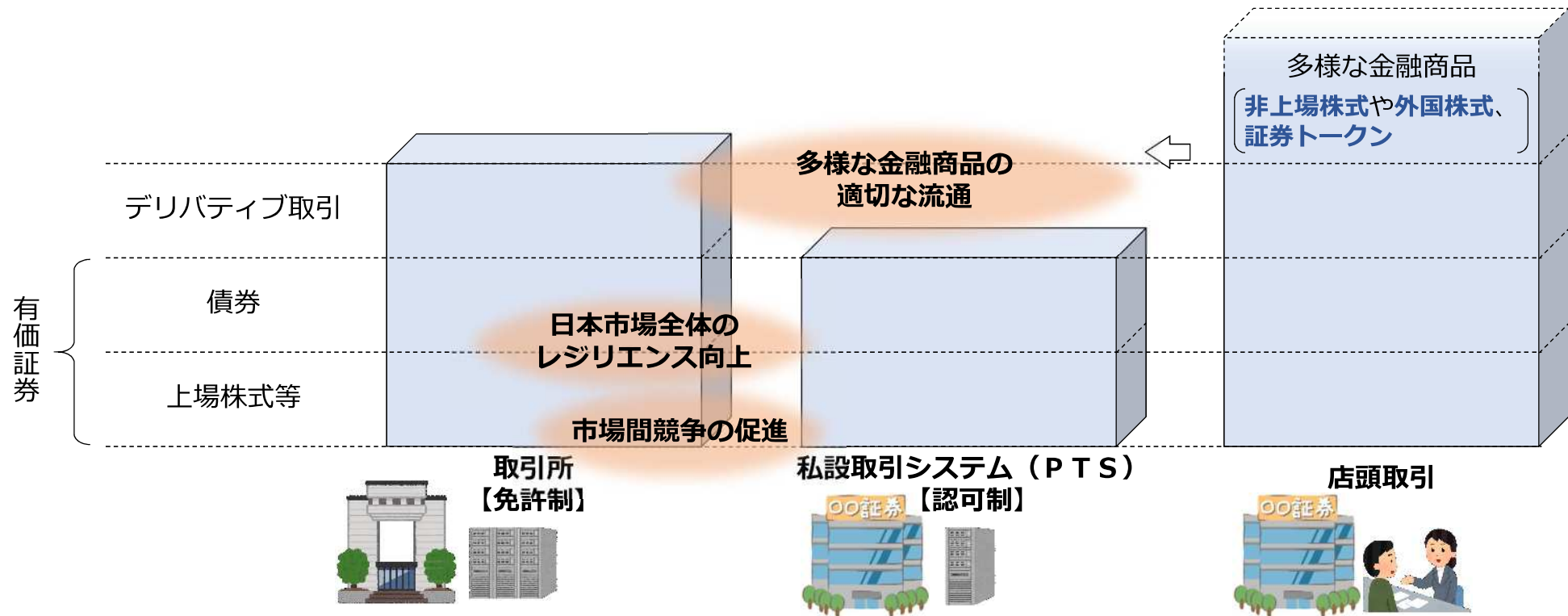
- 顧客の最善の利益に適った金融商品組成や手数料設定、商品性の情報提供
- 独立社外取締役等による評価及び検証
- 二種ファンドの募集・運用の適切性の確保



(注) 想定する顧客を明確にし、その利益に適う商品を組成するとともに、そうした商品が想定した顧客に必要な情報とともに提供されるよう、販売にあたる金融事業者に必要な情報提供や、これらの評価・検証等を行うこと

Ⅲ. 市場インフラの機能向上

- 金融商品の「取引の場」としては、①東証などの取引所のほか、②証券会社が運営する私設取引システム（P T S）、③証券会社の店頭取引がある。
- 多様な有価証券の適切な流通の確保や、市場間競争の促進などの観点から、P T Sの機能を向上。



上場株式等の取引プラットフォーム

- **不公正取引への対応**を強化しつつ、**P T Sが上場株式等を取り扱う場合の売買高の上限緩和**について検討

非上場有価証券等の取引プラットフォーム

- **非上場株式や証券トークン等の流通におけるP T Sの積極的な活用**に向け、認可審査について、以下を実施
 - ・ **審査内容・手続の明確化** ・ 取扱商品 ・ 取引高に応じた**認可基準の適切な設定** ・ **認可手続の迅速化**
- 投資家保護のため、**取扱商品の適切性を確認する枠組み**を構築

「ディスクロージャーワーキング・グループ」メンバー名簿

令和3年9月2日現在

座 委	長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科 教授
	員	井口 譲二	ニッセイアセットマネジメント株式会社 チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー 執行役員 統括部長
		上田 亮子	株式会社日本投資環境研究所 主任研究員
		上柳 敏郎	東京駿河台法律事務所 弁護士
		近江 静子	JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社 インベストメント・スチュワードシップ統括責任者エグゼクティブ ディレクター
		神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
		清原 健	清原国際法律事務所 代表弁護士
		熊谷 五郎	みずほ証券株式会社グローバル戦略部産官学連携室 上級研究員 公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計部長
		黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科 教授
		小林 いずみ	ANA ホールディングス株式会社 社外取締役
		佐々木 啓吾	住友化学株式会社 常務執行役員
		三瓶 裕喜	アストナリング・アドバイザー合同会社 代表
		高村 ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター 教授
		田代 桂子	株式会社大和証券グループ本社 取締役兼執行役副社長(海外担当兼 SDGs 担当)
		永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会) 世話人
		中野 貴之	法政大学キャリアデザイン学部 教授
		藤村 武宏	三菱商事株式会社 サステナビリティ・CSR 部長
		松元 暢子	学習院大学法学部 教授

オブザーバー

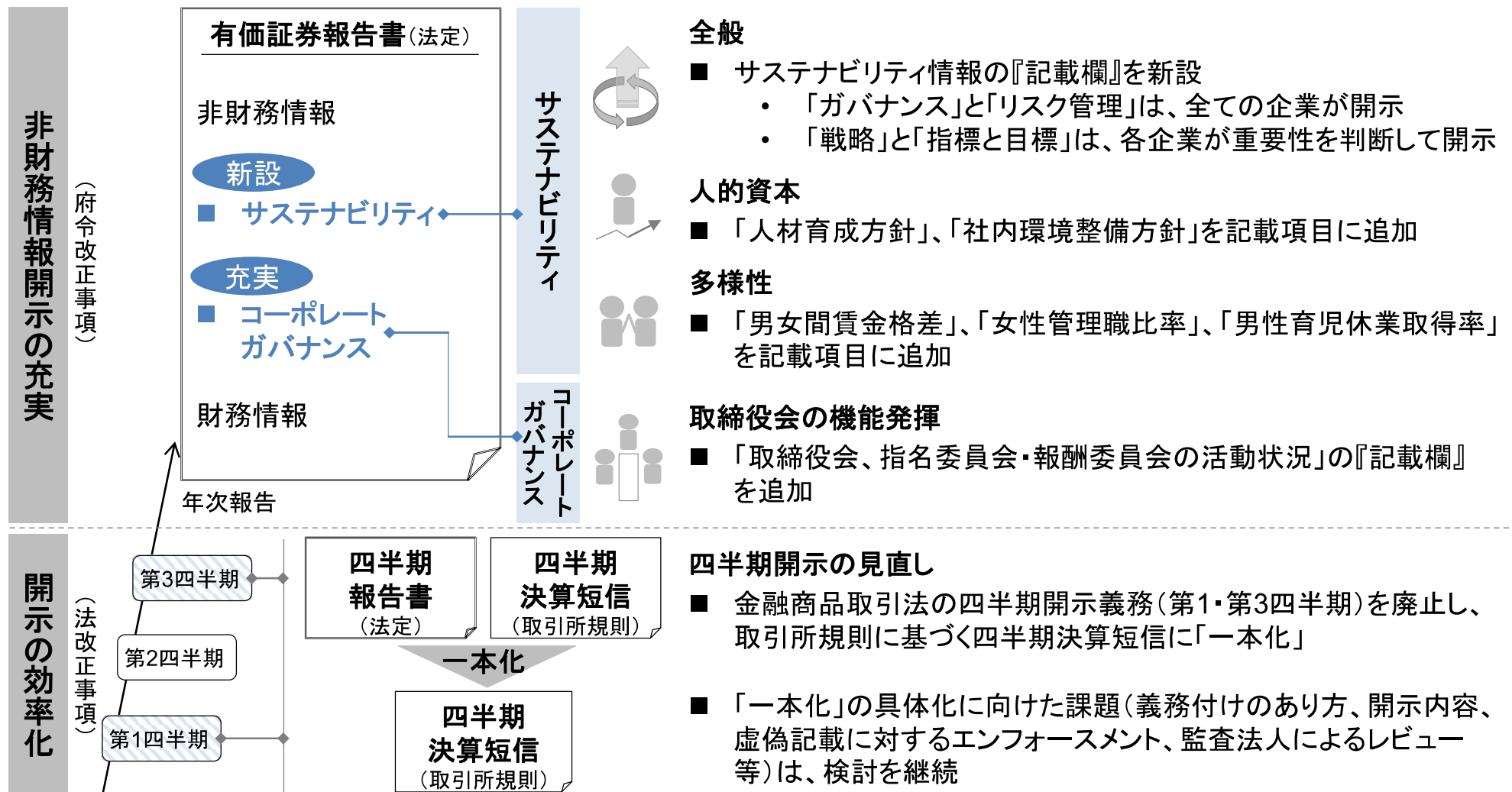
全国銀行協会 東京証券取引所 日本監査役協会
日本経済団体連合会 日本公認会計士協会 日本証券業協会
日本労働組合総連合会 法務省 財務省 経済産業省 日本銀行

(敬称略・五十音順)

金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要

(別紙9)

- ディスクロージャーワーキング・グループでは、昨今の経済社会情勢の変化を踏まえ、非財務情報開示の充実と開示の効率化等についての審議を実施。これまでの審議に基づき、以下の内容を取りまとめ



(注) 上記の他、企業が他者と締結する重要な契約の開示要件の明確化、英文開示の促進についても取りまとめている

「資金決済ワーキング・グループ」メンバー等名簿

2021 年 10 月 13 日現在

座長	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授		
委員	石井夏生利	中央大学国際情報学部教授		
	井上 聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所）		
	翁 百合	(株)日本総合研究所理事長		
	加藤 貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授		
	河野 康子	一般財団法人日本消費者協会理事		
	後藤 元	東京大学大学院法学政治学研究科教授		
	坂 勇一郎	弁護士（東京合同法律事務所）		
	末富 純子	弁護士（ベーカー＆マッケンジー法律事務所）		
	巽 智彦	東京大学大学院法学政治学研究科准教授		
	西川 嘉彦	PwC あらた有限責任監査法人パートナー		
	松井 智予	東京大学大学院法学政治学研究科教授		
	森下 哲朗	上智大学法学部教授		
オブザーバー	全国銀行協会	全国地方銀行協会	第二地方銀行協会	
	国際銀行協会	全国信用金庫協会	全国信用組合中央協会	
	日本資金決済業協会	警察庁	財務省	
	農林水産省			

(敬称略・五十音順)

金融審議会公認会計士制度部会委員等名簿

(令和3年11月29日現在)

部会長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
部会長代理	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	原田 喜美枝	中央大学商学部教授
臨時委員	井口 譲二	ニッセイアセットマネジメント株式会社 チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー執行役員統括部長
	石原 秀威	日本製鉄株式会社常務執行役員
	長嶋 由紀子	(公社) 日本監査役協会常任理事 株式会社リクルートホールディングス常勤監査役
	挽 文子	一橋大学大学院経営管理研究科教授
	堀江 正之	日本大学商学部教授
	弥永 真生	明治大学専門職大学院会計専門職研究科専任教授
専門委員	小倉 加奈子	日本公認会計士協会副会長
	佐藤 淑子	公認会計士・監査審査会委員(非常勤) (一社) 日本IR協議会専務理事・首席研究員
	玉井 裕子	公認会計士・監査審査会委員(非常勤) 長島・大野・常松法律事務所パートナー
	手塚 正彦	日本公認会計士協会会長
	柳澤 義一	日本公認会計士協会副会長
幹事	渡辺 諭	法務省民事局参事官
オブザーバー	株式会社東京証券取引所 (一社) 日本経済団体連合会	(公社) 日本監査役協会 日本証券業協会

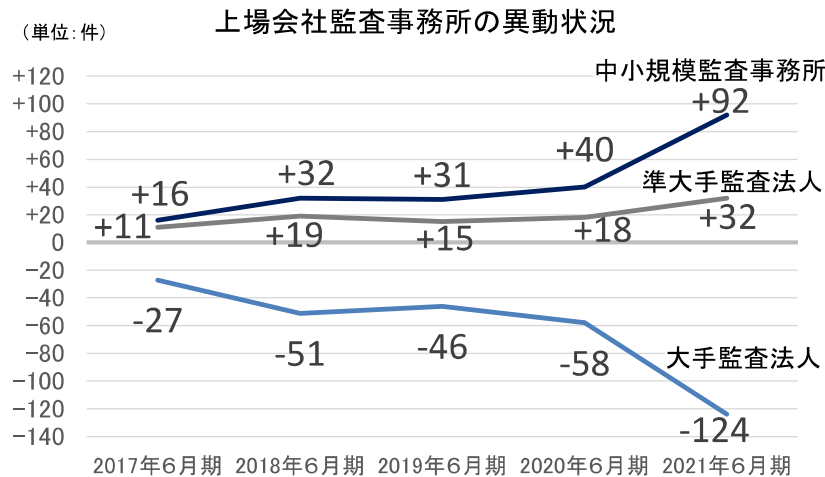
〔50音順、敬称略〕

会計監査を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、
会計監査の信頼性確保や公認会計士の一層の能力発揮・能力向上に資する公認会計士制度を実現

会計監査の信頼性確保

上場会社監査に関する登録制の導入

背景：上場会社監査の担い手の裾野の拡大



- 上場会社監査について、法律上の登録制を導入。
- 登録に際し、日本公認会計士協会が適格性を確認。
- 上場会社の監査事務所に対し、監査法人のガバナンス・コードの受入れなどの体制整備や情報開示の充実を規律付け。

公認会計士・監査審査会によるモニタリング

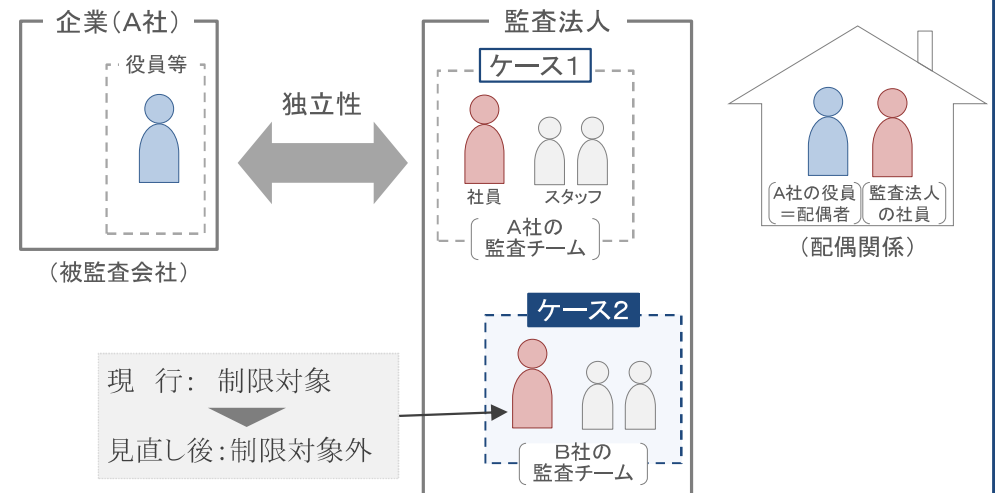
- 公認会計士・監査審査会の立入検査権限等の見直し

公認会計士の能力発揮・能力向上

監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し

背景：共働き世帯の増加、監査法人の大規模化

- 監査に関与する社員等に業務制限の対象を限定。
（現行制度は、監査に関与するか否かを問わず、全社員が対象）



＜その他の事項＞

- ・ 企業等に勤務している公認会計士の登録事項に「勤務先」を追加
- ・ 資格要件である実務経験期間の見直し（2年以上→3年以上）
- ・ 継続的専門研修の受講状況が不適当な者等の登録抹消規定の整備
- ・ 日本公認会計士協会による会計教育活動の推進
（協会の会則記載事項として会計教育活動を位置づけ）

「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」

メンバー等名簿

2021 年 7 月 19 日

座 長 神田 秀樹 学習院大学大学院法務研究科教授

メ ン バ ー 井上 聡 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

岩下 直行 京都大学公共政策大学院教授

翁 百合 (株)日本総合研究所理事長

加藤 貴仁 東京大学大学院法学政治学研究科教授

神作 裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授

栗田 太郎 ソニー(株)FeliCa 事業部チーフソフトウェアエンジニア

坂 勇一郎 弁護士（東京合同法律事務所）

佐古 和恵 早稲田大学基幹理工学部教授

野田 俊也 ブリティッシュコロンビア大学経済学部助教授

松尾真一郎 ジョージタウン大学研究教授
兼 NTT Research ブロックチェーン研究グループリーダー

松本 勇気 (株)LayerX 代表取締役 CTO

森下 哲朗 上智大学法学部教授

横関 智弘 東京大学大学院工学系研究科准教授

オブザーバー 財務省 日本銀行 預金保険機構

(敬称略・五十音順)

第2節 自動車損害賠償責任保険審議会（別紙1～2参照）

自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿

(令和 4 年 1 月 24 日 現在)

会 長	藤 田 友 敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委 員	大 野 澄 子	弁護士
	鹿 嶋 伸 行	全国共済農業協同組合連合会代表理事専務
	加 藤 憲 治	一般社団法人日本自動車会議所保険特別委員長
	金 子 晃 浩	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	京 井 和 子	NP0法人いのちのミュージアム事務局
	慶 島 讓 治	全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長
	大 知 久 一	一般社団法人日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長
	武 田 涼 子	弁護士
	寺 田 一 薫	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
	中 林 真 理 子	明治大学商学部教授
	細 川 昭 子	弁護士
	唯 根 妙 子	特定非営利活動法人消費者機構日本理事
特別委員	江 原 茂	損害保険料率算出機構専務理事
	桑 山 雄 次	全国遷延性意識障害者・家族の会代表
	坂 口 正 芳	一般社団法人日本自動車連盟副会長
	長 島 公 之	公益社団法人日本医師会常任理事
	波 多 江 久 美 子	明治学院大学法学部教授 弁護士
	宮 木 由 貴 子	第一生命経済研究所 ライフデザイン研究部長兼主席研究員
	麦 倉 泰 子	関東学院大学社会学部教授

(敬称略・五十音順)

[ホーム](#)[金融庁について](#)[お知らせ・広報](#)[政策・審議会等](#)[法令・指針等](#)[アクセスFSA
\(金融庁広報誌\)](#)[金融機関情報](#)[国際関係](#)[ホーム](#) > [審議会・研究会等](#) > [自動車損害賠償責任保険審議会](#)

第144回自動車損害賠償責任保険審議会の開催結果について

- 令和4年1月24日16時00分から第144回自動車損害賠償責任保険審議会が開催されました。
- 第144回自動車損害賠償責任保険審議会において報告された令和3年度料率検証結果による損害率（※1）は次のとおりです。

(単位：％)

契約年度	令和3年度	令和4年度
前回（令和3年4月） 改定時予定損害率	122.3	
令和3年度検証結果 による損害率	118.0	116.6

(※1) 損害率 = (支払保険金 / 収入純保険料) × 100

- 今回は、基準料率の改定は必要ないものとされました。

(参考) 議事要旨、及び議事録については後日公表します。

お問い合わせ先

金融庁監督局保険課

Tel 03-3506-6000（代表）（内線3859、2657）

[▶ 各種窓口のご案内](#)[▶ 金融行政モニター](#)[▶ 入札公告等](#)[▶ 申請・届出・照会](#)[▶ パブリックコメント](#)[▶ 情報公開等](#)[▶ 利用者の方へ](#)[▶ 採用情報](#)[▶ 関連リンク](#)[📶 新着情報配信サービス](#)[📶 調達情報配信サービス](#)[▶ 金融庁ソーシャルメディア
アカウント](#)
DOWNLOAD
ADOBE® READER®

PDFファイルをご覧いただくためにはAdobe Reader日本語版が必要です。
お持ちでない方は、上のDownload Adobe Readerボタンをクリックし、手順に従い最新のソフトをダウンロードしてご覧ください（新しいウィンドウで開きます）。

第3節 企業会計審議会

I 企業会計審議会の構成

企業会計審議会（会長：徳賀芳弘 京都大学名誉教授）は、会計を巡る事項、監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議などを行うこととされており、その下に、会計部会、監査部会、内部統制部会の各部会が設置されている。（別紙1参照）

II 2021 事務年度の審議状況

1. 第53回監査部会（2021年10月26日開催）

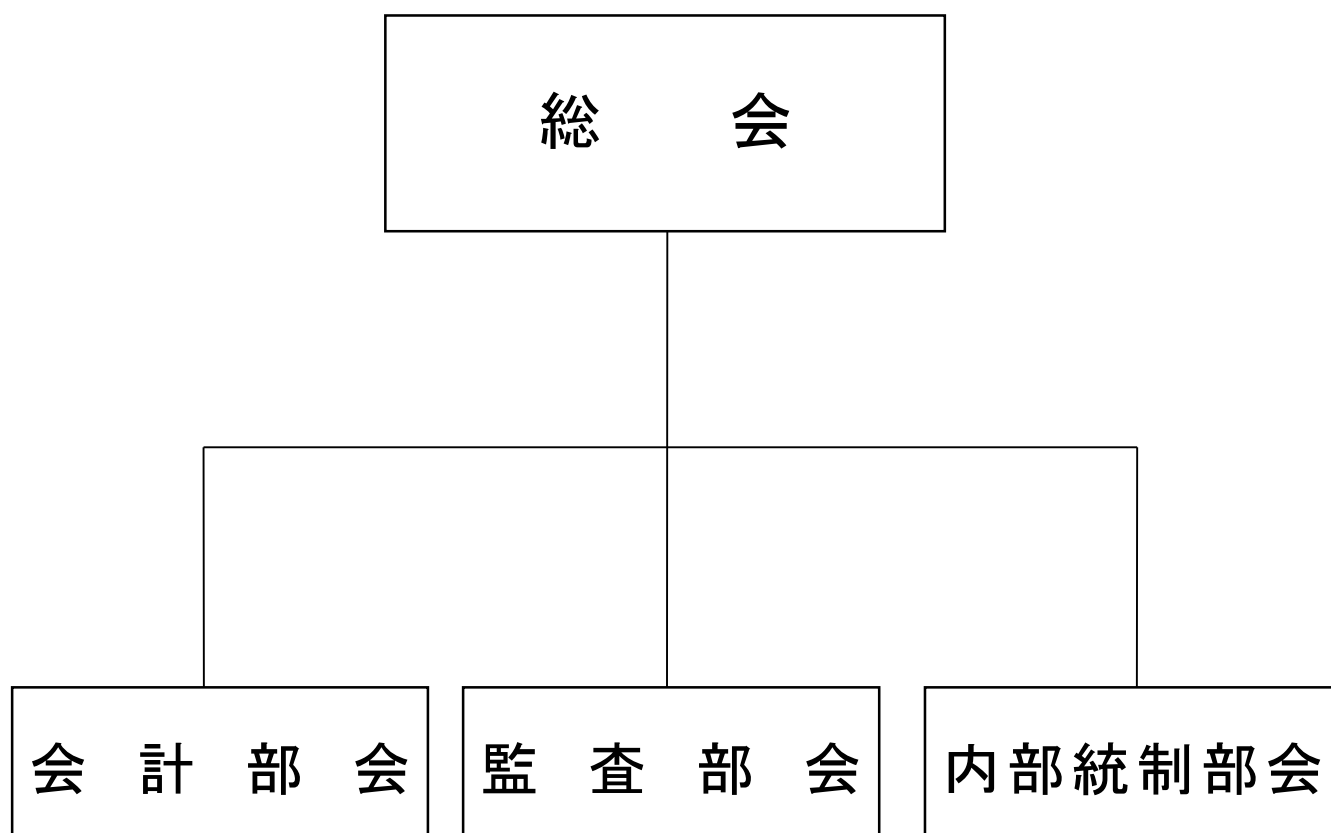
第53回監査部会以後に開催した企業会計審議会は、2020事務年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、オンライン会議での開催となった。監査事務所に適切な監査業務の実施を求めるため、監査の品質に影響を及ぼす可能性のあるリスクの積極的な識別・対応を求めることを内容とした、「監査に関する品質管理基準」の改訂について、2021年6月に公表した品質管理基準の公開草案を踏まえ、審議し、監査部会として改訂案をとりまとめた。

2. 企業会計審議会総会・第8回会計部会（2021年11月16日開催）

最近の会計監査・会計基準を巡る主な動向について、金融庁、企業会計基準委員会及び財務会計基準機構から最近の取組状況等の報告があり、①会計監査の在り方に関する懇談会の論点整理、②金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおける検討状況、③IFRSの任意適用企業の推移、④日本基準の開発や国際的な意見発信の状況、⑤国際会計人材の育成の取組み等について議論を行った。

また、第53回監査部会でとりまとめられた改訂案を踏まえ、「監査に関する品質管理基準」の改訂を行った。

企業会計審議会の組織



第4節 金融トラブル連絡調整協議会

I 経緯

金融トラブル連絡調整協議会（座長：神作裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授）は、金融審議会答申（2000年6月）を踏まえ、業態の枠を超えた情報・意見交換等を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善につなげることを目的として、消費者団体、学識経験者、業界団体・自主規制機関、関係行政機関等の参加により、同年9月より開催しているものである。（別紙1参照）

II 議論の状況

2000年9月7日の第1回会合以降、これまで62回の協議会を開催してきた。

第61回金融トラブル連絡調整協議会

2022年1月14日、第61回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（令和3年度上半期）及び「苦情・紛争の未然防止に資する情報提供の充実」等について報告・意見交換等を行った。

第62回金融トラブル連絡調整協議会

2022年6月13日、第62回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（令和3年度）及び「指定紛争解決機関がない業態の苦情・紛争解決の対応・課題」等について報告・意見交換等を行った。（別紙2、3参照）

金融トラブル連絡調整協議会委員名簿

令和4年6月13日現在

	(消費者行政機関等)	
	消費者庁地方協力課長	小堀厚司
	国民生活センター紛争解決委員会事務局長	猪又健夫
	東京都消費生活総合センター所長	赤羽朋子
	日本司法支援センター本部第一事業部情報提供課長	千葉城作
	(消費者団体)	
	全国消費者団体連絡会政策スタッフ	大出友記子
	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会顧問	唯根妙子
	全国消費生活相談員協会参与	渡邊千穂
	(指定紛争解決機関)	
	全国銀行協会金融ADR部長	小林悟
	信託協会信託相談所長	西川紀之
	生命保険協会生命保険相談所事務局長	紅松義之
	日本損害保険協会損害保険相談・紛争解決サポートセンター本部長	塚本真之
	保険オンブズマン専務理事	小野幸則
	日本少額短期保険協会事務局長	大槻正志
	証券・金融商品あっせん相談センター事務局長	丸野雅人
	日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター長	森浩之
	(業界団体・自主規制機関)	
	全国信用金庫協会業務管理部長	関谷祐樹
	全国信用組合中央協会しんくみ業務相談センター長	屋代和久
【座長】	全国労働金庫協会法務部長	菅谷宏行
	日本商品先物取引協会相談センター次長	関口謙久
	農林中央金庫総務部BCP統括室長(農漁協系統金融機関代表)	間崎久明
	不動産証券化協会市場基盤ディビジョン(資格制度担当)兼苦情相談室長	深津
	日本資金決済業協会事務局長	橋本文夫
	日本暗号資産取引業協会管理部長	小松崎武志
	日本金融サービス仲介業協会事務局長	小柳雅彦
	(弁護士)	
	アンダーソン・毛利・友常法律事務所	斎藤輝夫
	東京合同法律事務所	坂勇一郎
	(学識経験者)	
	東京大学大学院法学政治学研究科教授	冲野真己
	東京大学大学院法学政治学研究科教授	神作裕之
	一般社団法人メディアエーターズ代表理事	田中圭子
	上智大学法学部教授	森下哲朗
	京都大学大学院法学研究科教授	山田文
	(金融当局)	
	金融庁企画市場局総務課長	若原幸雄
	金融庁総合政策局総合政策課金融サービス利用者相談室長	今西隆浩
	金融庁監督局総務課長	野崎英司
	経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐	山井翔平
	厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課労働金庫業務室室長補佐	岡崎暁
	国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課不動産投資市場整備室課長補佐	西ゆり絵
	総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長	小林知也
	農林水産省経営局金融調整課組合金融調査官	佐々木博
		[計39名]
	(事務局)	
	金融庁企画市場局総務課金融トラブル解決制度推進室長	相澤昌士
		[合計40名]
		(敬称略、順不同)

指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(別紙2)

1. 苦情処理手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1) 苦情処理手続件数(当期の状況)						(2) 苦情処理手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)									(3) 苦情処理手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計	
全国銀行協会	118	639	▲18%	757	677	80	0	484	88	0	42	0	63	677	359	175	122	21	677	
信託協会	3	10	43%	13	9	4	0	9	0	0	0	0	0	9	4	0	3	2	9	
生命保険協会	341	1,023	▲7%	1,364	1,080	284	0	656	324	0	2	0	98	1,080	273	309	334	164	1,080	
日本損害保険協会	1,353	3,450	▲4%	4,803	3,600	1,203	15	3,097	261	0	206	0	21	3,600	816	1,472	626	686	3,600	
保険オンブズマン	15	144	8%	159	135	24	2	56	39	0	38	0	0	135	52	67	14	2	135	
日本少額短期保険協会	5	30	▲45%	35	32	3	0	10	19	0	0	0	3	32	11	15	5	1	32	
証券・金融商品 あっせん相談センター	86	766	▲4%	852	802	50	0	690	112	0	0	0	0	802	559	165	33	45	802	
日本貸金業協会	1	9	▲53%	10	9	1	0	7	1	0	0	0	1	9	7	1	1	0	9	
合計	1,922	6,071	▲7%	7,993	6,344	1,649	17	5,009	844	0	288	0	186	6,344	2,081	2,204	1,138	921	6,344	

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

【凡例】

- 不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
- 解決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
- 移行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
- 不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
- 不調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの(移行を除く)。
- 移送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(別紙3)

2. 紛争解決手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1)紛争解決手続件数(当期の状況)						(2)紛争解決手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)										(3)紛争解決手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	前期の 未済件数	当期の 受付件数	前年 同期比	受付件数 計	当期の 既済件数	当期の 未済件数	成 立		成 立 以 外												
							和 解	特 別 調 停	見 込 み な し	双 方 の 離 脱	一 方 の 離 脱	不 応 諾	移 送	そ の 他	計		1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	63	95	▲36%	158	115	43	62	0	46	0	7	0	0	0	115		0	21	33	61	115
信託協会	1	0	▲100%	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1		0	0	0	1	1
生命保険協会	228	341	▲10%	569	368	201	31	78	249	0	10	0	0	0	368		15	47	200	106	368
日本損害保険協会	188	478	16%	666	463	203	164	0	266	0	26	0	0	7	463		1	54	248	160	463
保険オンブズマン	0	28	12%	28	20	8	11	0	8	0	1	0	0	0	20		0	8	9	3	20
日本少額短期保険協会	3	19	▲21%	22	20	2	1	10	9	0	0	0	0	0	20		0	9	11	0	20
証券・金融商品 あっせん相談センター	49	113	▲27%	162	127	35	80	0	45	0	2	0	0	0	127		0	45	71	11	127
日本貸金業協会	1	1	▲83%	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2		0	0	2	0	2
合計	533	1,075	▲6%	1,608	1,116	492	351	88	623	0	47	0	0	7	1,116		16	184	574	342	1,116

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

【凡例】
○和 解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
○特別 調 停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案（和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの）により解決したもの。
○見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
○双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
○一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
○不 応 諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
○移 送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。